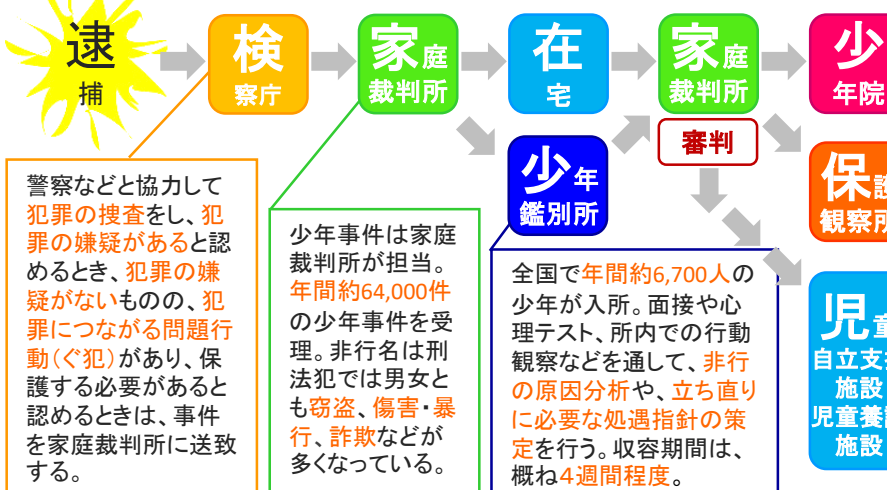


前は、少年鑑別所について少年院と比較しながら、御紹介させていただきました。今回は、少年院について様々な角度から御紹介します。

■ 数字から見る少年院 ～少年が非行や犯罪をしてしまったら？～

下の図は、非行少年に関する一般的な手続きの流れを示しています。

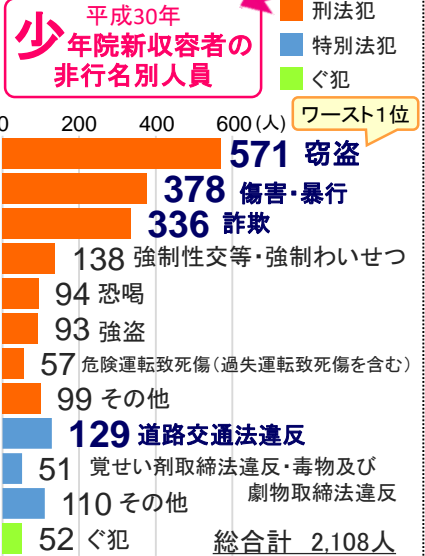


警察などと協力して犯罪の捜査をし、犯罪の嫌疑があると認めるとき、犯罪の嫌疑がないものの、犯罪につながる問題行動(ぐ犯)があり、保護する必要があると認めるときは、事件を家庭裁判所に送致する。

少年事件は家庭裁判所が担当。年間約64,000件の少年事件を受理。非行名は刑法犯では男女とも窃盗、傷害・暴行、詐欺などが多くなっている。

全国で年間約6,700人の少年が入所。面接や心理テスト、所内での行動観察などを通して、非行の原因分析や、立ち直りに必要な処遇指針の策定を行う。収容期間は、概ね4週間程度。

全国で年間約2,100人の少年が、審判で決定を受けて入院し、矯正教育を受ける。収容期間は通常1年程度だが、短期や相当長期になるケースもある。

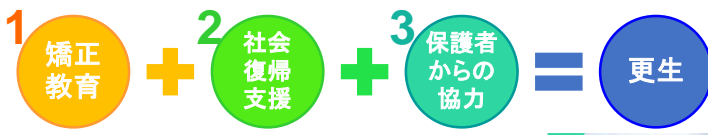


法務省 犯罪白書 概要

平成30年における少年院入院者は、前年比1.8%減の2,108人となり、平成13年から減少傾向が続いています。そのうち男子は1,933人、女子は175人であり、各年齢層別構成比は、年長少年(18歳以上)が最も高く52.1%、中間少年(16・17歳)が36.5%、年少少年(15歳以下)が11.4%となっています。

■ 少年院でどのように更生していくの？

少年院では、少年の更生を支援するために様々なプログラムを用意しています。



<p>▽ 治療的指導</p>	<p>▽ 特別活動指導 社会貢献活動</p>	<p>▽ 親子交流会 飯ごう炊飯</p>
<p>▽ 職業指導 (農園芸科)</p>	<p>▽ 職業指導 (土木・建築科) 大型特殊自動車教習</p>	<p>▽ 就労支援</p>
<p>▽ 職業指導(情報処理科)</p>	<p>▽ 特定生活指導 (被害者の視点を取り入れた教育)</p>	<p>▽ 保護者講習会</p>

1 矯正教育の充実強化

平成27年6月から施行された新少年院法の下、少年院では、在院者一人一人の特性に応じた個人別矯正教育計画を策定し、薬物や性非行、家族関係など、個々の課題に応じたプログラムを実施しています。また、職業指導では、就労に必要な各種の資格取得のための指導や、社会人としての基礎マナー等の職場定着に必要な指導を行うなど、再非行の防止に向けて、適切な矯正教育を実施しています。

2 社会復帰支援の法定化

再非行を防止するためには、多様な矯正教育の実施だけではなく、非行少年が円滑に社会復帰できるようにするための支援も重要です。新少年院法では、社会復帰支援が少年院の責務として盛り込まれました。具体的には、就労の支援や帰住先の確保等に加え、高等学校などへの復学・転入学に関する修学の支援についても、積極的に実施しています。

3 円滑な社会復帰のためには、保護者等の理解を得ながら、少年院で行われる各種活動への参加を促すなど、必要な協力を求めていくことも大切です。

都道府県再犯防止等推進会議が開催されました！！



1月24日（金）、法務省地下1階大会議室にて、全国の都道府県及び政令指定都市再犯防止担当者などが出席した第2回都道府県再犯防止等推進会議が行われました。

今回の会議では、村木厚子氏（元厚生労働事務次官）から「再犯防止に求められる地域の力」について、基調講演をいただき、矯正施設内だけでは出所（院）者の更生支援は完成しないこと、再犯防止推進法の理念は、孤立させないこと、個人の課題に対応していくこと、社会全体で取り組むこと、社会復帰後も途切れることなく支援することなどであり、非縦割りで解決に向けて、関係者を巻き込みながら再犯防止を推進していく必要性についてお話がありました。

また、参加自治体から地方公共団体における再犯防止の取組の紹介があり、その中で、長崎県からは、地域再犯防止推進モデル事業として、入口支援を中心に様々なネットワークづくりに当たっていることやモデル事業を進めるにあたり苦慮している点などについてご紹介いただきました。

矯正施設所在自治体会議事務担当者会議が開催されました！

2月3日（月）、東京都内三田共用会議所において、矯正施設が所在する113の自治体のうち、92の自治体の首長を構成員とする矯正施設所在自治体から、35団体の事務担当者や、法務省、総務省、農林水産省などの関係省庁の各担当者が参加し、会議が開催されました。

矯正施設所在自治体会議は、刑務所や少年院をはじめとする矯正施設が所在する自治体が、矯正施設と共に積極的に地域での再犯防止策を推進することを目的としています。

今回の会議では、令和元年度の矯正施設所在自治体会議の活動報告及び令和2年度の活動予定などについて報告や、各自治体における取組、関係省庁が進めている先進的な取組など、様々な事例が紹介され、担当者レベルでの活発な情報交換が行われました。

自治体からの取組発表では、「刑務所のまち」として認知されている北海道網走市の担当者より、同市に所在する網走刑務所の森林や農地を活用して、農作物を生産し、地域振興を目指す事業（RE-ENTRY事業）について、説明が行われました。



質問やご意見、取り上げてほしい事項などありましたら、当課までお気軽にご連絡ください。

福岡矯正管区 更生支援企画課
福岡市東区若宮5丁目3番53号
TEL：092-661-1143
FAX：092-663-1001
MAIL：kouseishien-fukuoka@cccs.moj.go.jp